

# 日本災害情報学会 廣井賞等表彰審査委員会運営細則

制定：平成 25 年 10 月 27 日

改正：平成 26 年 10 月 26 日

## (通則)

第 1 条 本運営細則は、日本災害情報学会運営規程（以下、「学会運営規程」という）第 15 条（6）及び第 16 条（6）に規定された廣井賞表彰審査委員会の運営について、学会運営規程第 25 条第 1 項に基づく運営細則として定められたものである。廣井賞表彰審査委員会の運営については、学会運営規程第 17 条から第 19 条及び第 25 条によるほか、この細則によるものとする。

## (組織および構成)

第 2 条 本委員会には、委員長（1 名）、副委員長（1 名）および幹事（1 又は 2 名）を置き、委員長、副委員長及び幹事を含め委員は 10 名以内とする。

2 委員長は、日本災害情報学会の副会長或いは理事の中から会長が指名し、理事会の承認を得る。

3 副委員長、幹事、委員には、委員長が正会員より指名し、理事会の承認を得る。この際、企画委員会、予算委員会、広報委員会及び学会誌編集委員会の各委員長に対し、それぞれの委員会から適任者の推薦を求め、理事会において承認を得る。

4 本委員会に事務局の出席を求めることができる。

## (所掌事務)

第 3 条 本委員会の所掌事務は、以下のとおりである。

- (1) 廣井賞の募集、審査並びに表彰に関すること
- (2) 広報委員会と連携した廣井賞の広報に関すること
- (3) その他必要な事項

## (本運営細則等の改廃)

第 4 条 本委員会の運営を円滑に行うために定める内規等を除き、本運営細則及び本委員会の所掌事務に係る規則等の改廃は、本委員会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

## 付 則

本運営細則は、平成 25 年 10 月 27 日から施行する

本運営細則の改正は、平成 26 年 10 月 26 日から施行する。